

行田市部活動ガイドライン

令和7年8月改訂
行田市教育委員会

目 次

1	部活動の意義と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）部活動の意義	
	（2）部活動の学校教育における位置付け	
2	部活動の運営・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）部活動の運営	
	（2）生徒のニーズを踏まえた環境の整備	
3	指導の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（1）部活動指導の心得	
	（2）部活動用指導手引等の活用	
	（3）休養日の設定	
	（4）活動時間の設定	
	（5）大会・コンクール等への対応	
	（6）安全管理の徹底	
4	教育委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	活用資料・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 部活動の意義と位置付け

(1) 部活動の意義

部活動は、学校において計画する教育活動で、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性をもつ。また、共通の目標に向かって活動を共にする過程をとおして、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会となる。部活動は、心身をリフレッシュさせるだけでなく、多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにするものである。

(2) 部活動の学校教育における位置付け

【中学校学習指導要領】（平成29年改訂）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 部活動の運営

(1) 部活動の運営

部活動は、学校教育の一環として行われるものである。学校教育に重要な役割を果たすべきもので、それぞれの学校の教育目標や部活動の活動方針を作成し、その達成に向けた適切な運営を図ることが重要である。

ア 学校としての部活動の運営方針

(ア) 校長は、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針（以下「県方針）」、「行田市部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(イ) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動方針（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

(ウ) 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表し、生徒及び保護者へ事前の周知を図る。

イ 運営体制

(ア) 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

(イ) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(ウ) 校長は、毎月の活動計画及び活動方針の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(2) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。文化部についても、学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置する。

なお校長は、学校の規模や部活動の規模に応じて、他校との連携を密にとりながら生徒のニーズに応じた部活動の充実に努める。例：他校との合同練習など

3 指導の在り方

(1) 部活動指導の心得

部活動の指導においては、部活動顧問、部活動指導員による以下(例)のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

さらに、先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底するため、特に以下(例)の点に留意するものとする。

(例)

ア 部活動顧問は、指導と称して殴る、蹴る等の暴力は行わない。また、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるという認識をもつ。

イ 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。

ウ 部活動顧問は、セクシャルハラスメントと判断される行為や発言は行わない。

エ 部活動顧問は、特定の生徒に対して過度な肉体的、精神的負担を与えるような指導は行わない。

オ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取らせ、過度の練習がスポーツ障害・外傷リスクを高めることにつながることを理解し、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成することができるよう短時間で効果が得られる指導を行う。

カ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成することができるよう短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部活動顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

(3) 休養日の設定

休養日は以下のとおりとする。

ア 学期中は、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(4) 活動時間の設定

1日の最高活動時間は原則以下のとおりとする。

ア 平日は、2時間程度とする。

イ 学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、3時間程度とする。

(5) 大会・コンクール等への対応

校長は、大会への参加にあたり、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

(6) 安全管理の徹底

ア 熱中症対応について

部活動顧問は、部活動の活動時の天候や気温等に十分留意する。高温多湿下においては、各活動場所の暑さ指数(WBGT)に基づいて活動実施を判断する。暑さ指数(WBGT)に基づき活動中止の判断に至らない場合でも、水分補給や休憩をしっかりとらせる等、児童生徒の様子をよく観察し、熱中症予防に十分配慮する。熱中症事故は、運動部活動以外の場（屋内での授業中、登下校中）で、体が暑さに慣れていない時期やそれほど高くない気温(25～30℃)でも湿度やその他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず防止のための適切な措置を講ずる。(令和7年5月12日付け教保体第332号「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(通知)」を参照)

具体的には、屋内外を問わず、気温35℃以上または暑さ指数(WBGT)31以上の日の活動は、原則中止とする。また、熱中症警戒アラートが発表される日の活動も、原則中止とする。熱中症等の緊急な対応に至ってしまった場合は、熱中症フロー図を活用して適切な対応をとる。(活用資料1)

イ 光化学スモッグについて

部活動顧問は、生徒が屋外で活動中に、光化学スモッグ注意報、警報が発令された場合、活動を速やかに中止し屋内に入るよう指導する。

ウ 暴風、竜巻、雷について

部活動顧問は、気象条件に十分配慮しながら指導を行う。特に暴風、竜巻、雷等の自

然発生的な天候が心配される時は、活動を速やかに中止し生徒を安全に帰宅させることができるよう指導する。

エ 生徒の事故防止について

部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒とその保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動では、部活動実施前の準備運動と部活動実施後の整理運動を適切に行わせる。さらに器具等の扱いについては、生徒に対し、使用前の安全確認を徹底させ、使用方法について十分に指導する。

オ 部活動実施における安全確認について

部活動顧問は、部活動を行う場合には学校の敷地内にいることとする。ただし、やむを得ない理由により部活動顧問が対応することができない時は、代理の者にこれらを行わせる。

カ AED の管理について

各学校は、AED を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全職員が把握するよう徹底する。また、緊急時の対応についての校内マニュアルを整備し、消防機関等と適切かつ迅速に連携することができるようにする。(活用資料2)

キ 健康管理について

学校教育全体をとおして、日常から生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、各学校は、生徒の健康状態については、普段から保護者との情報共有に積極的に努めておく。

ク 連絡体制の整備

部活動において事故が発生した場合は、生徒の命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えることが第一優先である。校長は、連絡通報体制の確立と事故発生への対応について平素から全教職員及び外部指導者に対して周知徹底する。

4 教育委員会の取組

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の向上のため、学校・地域・各種関係団体等と連携しながら、生徒のニーズに応じた部活動の推進と部活動顧問の負担軽減、指導の充実等を促すための取組を積極的に行う。

さらに、生徒が安心して部活動を行うことができるよう、安全への配慮を徹底するとともに、AED の使用方法についての研修をより一層充実させていく。

〈部活動の在り方についての研究〉

部活動の喫緊の課題として、部活動指導の専門性を有した教員の不足、部活動顧問の過剰な負担・長時間労働がある。その課題の対策について検討するために部活動の在り方についての研究に取り組む。

- ・地域クラブ展開
- ・部活動外部指導員
- ・研修会の実施
- ・資料等の提示

〈部活動の取組や成果の公開や発信〉

他の部活動の模範となる顕著な取組や成果を広く公開・発信する。

〈安心安全な部活動の実施に向けた環境整備〉

年間を通じて、AED の使用方法や心肺蘇生法等の安全教育に関する校内研修の実施を促す。さらに、行田市消防本部と連携を図り、教職員や生徒対象の救命処置についての研修会を計画・実施する。

なお、部活動チェックリスト（活用資料3）を活用し、各学校で安心安全な部活動の実施に向けた環境整備が行えるようにする。

5 活用資料（熱中症フロー図）

活用資料 1

熱中症かと疑ったら 速やかに対応を



チェック1

○児童・生徒の症状を確認する

- ・めまい ・失神 ・筋肉痛 ・筋肉の硬直 ・大量の発汗
- ・頭痛 ・不快感 ・吐き気 ・おう吐 ・倦怠感 ・虚脱感
- ・意識障害 ・けいれん ・手足の運動障害 ・高体温

※子供が元気がなく「疲れた」と口にしたり、何も言わず動かなくなったりしたら**要注意!**

チェック2

○呼びかけに応えますか?

いいえ

救急車を呼ぶ



はい

※症状を**保護者へ連絡する**

応急処置を進める

※反応が悪いときは無理に水分を飲ませない

- ・エアコンの効いた部屋へ（保健室等）※1階
- ・服をゆるめ体を冷やす

チェック3

○水分を自分で飲めますか?

いいえ

- ・エアコンの効いた部屋へ移動
- ※救急車を誘導しやすい1階
- ・服をゆるめ体を冷やす

はい

冷やす体の場所

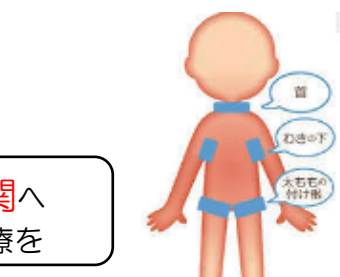
※冷却剤を首、脇の下、足のつけ根を中心に

- ・水分・塩分を補給する



※スポーツドリンク
経口補水液 食塩水など

いいえ



チェック4

○症状がよくなりましたか?

**医療機関へ
診断と治療を**

はい

付き添い

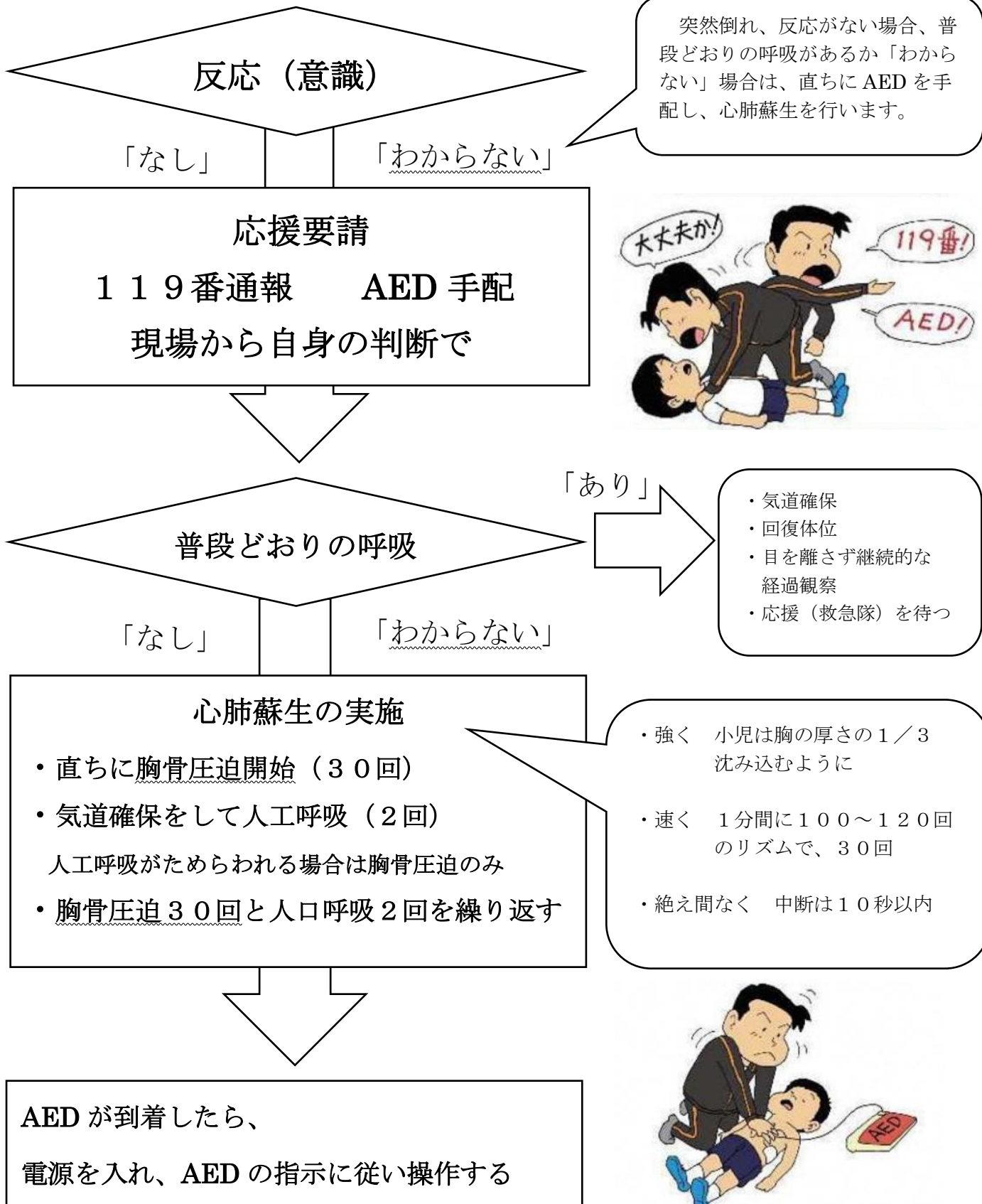
※症状が表れた状況を知っている人が医師に伝える

- ・そのまま安静にして十分に休ませる
- ・回復したら**保護者とともに**帰宅させる



◇管理職が市教育委員会へ速報を入れる
・児童生徒の回復具合を確認し、状況報告をする

< 傷病者発生時における判断・行動チャート >



< ASUKA モデル 抜粋 >

部活動チェックリスト

1 適切な活動計画等を作成しているか

- 部活動の活動方針の作成
- 月間の活動計画（大会予定や休養日設定を含む）の作成
- 練習計画等の生徒への周知と理解
- 練習環境や気象状況等を考慮した練習内容への配慮
- 管理職への活動実績（大会結果や休養日を含む）の報告

2 生徒の健康状態や体力・技能等を把握しているか

- 当日の健康状態の把握
- 体力・技能レベルや負傷・障害等の状況の把握
- 性格，意欲等の把握

3 練習場所や用具・器具の安全点検と安全指導を行っているか

- 施設や用具・器具の安全点検
- 活動に伴う事故防止・安全指導
- 校外へ移動する場合の安全指導

4 緊急時の連絡体制は確立されているか

- 緊急時対応マニュアルの作成
- 関係機関との連携と協力体制の確立
- 緊急時の連絡方法・手段の確立

5 保護者との連携はとれているか

- 活動方針の理解
- 活動計画（練習内容）の周知
- 大会や校外での活動時の日時・場所等の周知

部活動の活動方針

	学校名
学校教育目標	
部活動の活動方針	<ul style="list-style-type: none">・県のガイドラインを受けて各学校で作成する「学校の運動部活動に係る活動方針」・記載例としては、次のようなものが考えられる。<ul style="list-style-type: none">①適切な指導 科学的なトレーニングや合理的な指導方法、試合期とオフシーズンの練習、自主性・自律性を尊重した指導、体罰・ハラスメントの根絶等②適切な活動時間 効率的な指導を行うための練習時間、試験前など学業への配慮、休養日の設定等③事故防止 日々の安全指導、施設・設備の点検、生徒の健康管理や熱中症等の防止、校外での活動時における安全等④その他 保護者との連携、他校合同チーム、地域貢献活動等

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; display: inline-block;"></div> 月	部活動の活動計画
--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

部

日	曜	時 間	予 定	備 考
1		: ~ :		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

令和 年 月 日

顧問名 印

校長印

月

部活動の活動計画

部

日	曜	時 間	予 定	備 考
1		: ~ :		
2				
3				
4				
5				
6			〇〇大会	
7			〇〇大会	
8				
9				
10				
11				
12				
13				・休養日
14				〇〇競技場
15				
16				・休養日
17				

※1カ月間の参加予定の大会
 名等を記入する

※参加予定の大会会場
 名や休養日、休養期間
 (オフシーズン)を記
 入する